

返却受付日	担当
令和 年 月 日	

【様式第1号】

令和 年 月 日

社会福祉法人  
宗像市社会福祉協議会 会長 様

### 車イス利用申請書 兼 決定通知書

下記の通り、車イス利用の申請をします。利用に際しては、裏面の車イス貸与に関する確認事項を遵守します。

来所された方の氏名	
住 所	宗像市 Tel
車イスを使用する方の氏名	
住 所	Tel

利 用 期 間	令和 年 月 日～令和 年 月 日
※土日、祝日および年末年始（12月29日～1月3日）は、休業日のため返却ができません。メイトム1階インフォメーションではお預かりができませんのでご注意ください。 利用期限日が上記休業日にあたる場合は、翌営業日の返却で結構です。	

車イスの種類	自走式車イス	No.	介助者用車イス	No.
--------	--------	-----	---------	-----

※利用更新は2回までとなります。3ヶ月を超えての継続利用はできません。 (担当印) (更新日)

更 新 記 録	令和 年 月 日～令和 年 月 日		/
	令和 年 月 日～令和 年 月 日		/

上記の申請について、車イス貸与の決定をします。

社会福祉法人 宗像市社会福祉協議会会長

利用決定日	決裁	担当
令和 年 月 日		

## ○車イス貸与に関する確認事項

### （貸与対象者）

車イスの貸与は、宗像市に在住する高齢者や障がい者、傷病者の家族およびその介護者で、一時的に車イスが必要な方を対象とします。ただし貸与する車イスを、常時病院や施設内で使用する場合は貸与の対象としません。

### （利用目的の範囲）

- (1) 病院・施設等からの帰宅により、在宅で一時的に車イスが必要になった場合
- (2) 在宅者の通院・外出により、一時的に車イスが必要になった場合
- (3) 傷病により、在宅で一時的に車イスが必要になった場合
- (4) その他、本会会長が特に認めた場合

### （貸与期間）

車イスの貸与期間は、1ヶ月以内とし「車イス利用申請書兼決定通知書」で決定した期間とします。

貸与期間を過ぎて車イスを利用する場合は、貸与期間内に更新手続きが必要です。ただし、更新回数は2回が限度となります。

### （運営協力費）

運営協力費は、車イス1台につき1回500円とし、申請時および更新時にお支払が必要です。

### （保守等）

利用者の故意や重大な過失により故障ならびに破損した場合は、修理費用を負担していただく場合があります。

### （貸与取消）

下記に該当した場合は、車イスを返却していただくことがあります。

- (1) 更新手続きを2回以上怠った場合
- (2) 社協の了解なく、契約した利用者及び申請者が、第三者に貸与した場合
- (3) 利用者の故意によって車イスを破損、改造した場合
- (4) その他、利用者がこの確認事項に違反した場合

お問い合わせ先

宗像市久原180番地 メイトム宗像2階

宗像市社会福祉協議会

TEL 0940-37-1300